



尚上京者當時ノ實状ヲ探索シタルニ實ニ左ノ
 如キモノアリ記述中或ハ重複ニ且ル個所ナ
 ニ非ルモ其正確ナラシム欲スルガ為メ今茲ニ
 詳叙スルコトナリ又
 九月廿七日午後七時頃請願上京者中先午ノ者
 埼玉縣南埼玉郡櫻井村ニ達ス時籬ニ黃氏ニ際

大正十一年四月
 大隈侯爵寄贈



セシヲ以テ豫テ用意ノ割麦ヲ炊キテ夕飯ニ充
テント欲シ二三ノ総代ハ令村々長(深野常三郎
氏)ヲ訪フテ炊具ノ貸與ヲ乞ヒシニ許サレズ立
戻リテハ更ニ再三至リテ懇望スレバ因テ撥拒
シテ應セズ終ニハ其門ヲ鎖シテ入ラシメス村
長ニシテ其ノ如キ此ノ附近ノ民家ニ就キテ求

深野山

ルモ容易ニ受諾スルモノナキヤ知ルベシ漸ク
シテ夜十時頃迄ノ間ニ於テ左ノ三ヶ村ノ篤志
家ニ就キ食物ヲ炊クヲ得タリト雖氏素ト數ヶ
ノ者悉ク之ニ満足スルヲ得バキ管ナシ中ニハ
夕飯ヲ喰ハサルモノモ多カリト而シテ右一行
ノ者ハ或ハ其檐下ヲ借リ納屋ヲ借リ芭蓆ヲキ

テ卧スルアリ或ハ路傍ノ樹ノ下ニ草毛布ヲ敷
キテ卧スルアリ今夜ハ生増増天晴シテ露多ク半
夜衣服ハ濡シテ滴ルニ至リ寒寒サ肌ニ徹シテ
眠ルヲ得ガリキ

帰郷后昔熱熱或ハ下痢症ニ罹リシモノ其十分ノ
二三ニ尾ル是レ蓋シ飲食ノ常ヲ得ガルト云三

守嘉山

夜ノ野宿ニ濕氣ヲ受ケシニヨルテ今夜炊
具ヲ貸與シ或ハ家屋ノ一隅又ハ納屋等ヲ貸シ
上京者ヲ憇ハシメシ管轄者たのめ

南埼玉郡武里村大字大場

小暮吉藏 外未詳

今新櫻井村大字大里

中村喜八 會田友吉 中村半藏 深野權左門
 岸田多友工門 永野新五郎 永野久次郎
 藤井清次郎 藤井伝吉
 令村大字下マクリ
 金子勘太郎 高橋清次郎 外未詳
 令郡大袋村大字大里
 黒田權藏
 令村大字大林
 瀬尾哲太郎 岩瀬辰太郎 岩瀬喜八 飯山平
 十郎 會田勝五郎 會田傳土郎 會田全郎
 京田全次郎 瀬尾子之吉 瀬尾常吉 瀬尾
 平次郎 上京辰四郎 野澤辰土郎

一行中ニハ食ヲ炊カニニ携帶ノ品既ニ尽キ夕
 ルモノアリ鍋釜ヲ借ルト共ニ併セテ之ヲ求メ
 買フモノアリ或ル家ニテハ其代價ノ半額ヲ受
 ケ残額ヲハ之ヲ惠ミ而シテ人ノ間フアラハ其
 全額ヲ拂ヒタリト謂ハレシヲ望マシタリ此
 し蓋シ陰徳ニ出ルモノカ将夕或ハ他ニ蟠ル事

情アリテ然ルカ櫻井村ニテ炊具ノ得難キ為人
夜ニ及ニテ大澤及越ヶ谷ニ至リリルモノアリ
上京者一行多クハ昼夜兼行兩日ニ涉リ夜ハ屋
外ニ露ニ曝サシ飢ヲ忍ビ寒サヲ凌キニ此ニ至
ル為メニ疲勞者アリ或ハ病人トナシルアリ此
等ノ者ハ同志ノ懐口ヲ寄セテ其ノ二驛ノ旅店

既ニ旅店ハ巡查憲兵ノ專占スル所トナリ數多
キニ驛ノ旅店ニテ上京者ニ愛ヲ割キ病者ノ
一人ヲモ憇ハシムルモノナキニ至テハ殆ニト
無情ノ極覺マス涙潜々トシテ禁スル能ハカリ
干女等ノ者ハ止ムナリ此處ヲ去テ越ヶ谷驛ノ南

外し字瓦曾根に至り街道ノ東ナハ観音堂ノ境
内ニ榊木アリ田ニ溝渠ヲ以テス其處ニ到リ
憇フモノ百數十人皆病者疲労者ナリ然ルニ圍
ラザリキ深夜憲兵人数少ナキヲ見カケテ又茲
ニ来リ已し葦歸し帰シト棄馬ヲ以テ繩從横ニ
馳々廻り暴虐ヲ極ム其為ノニ驛驛キ或ハ溝渠ニ

落ルアリ或ハ馬ニ踏マル、アリ其残産能ク筆
名ノ盡ス所ニアラス堂ノ西ニ堂リ少シク離し
テ旅店アリ俗ニ桶ハト呼ブ由坂ノ疲カシ者
深夜路傍ニ横臥居ルヲ見テ憐シトヤ思ヒケ
ニ裏庭ニ席ヲ敷キテ休マシム憲兵亦店頭ニ来
リ被害民が居タリ出セ出セト迫リタリ右ノ上

京者ハ其残虐ニ居堪マラズ皮ヲ破ツテ生キス
九月廿八日午前八時頃上京者先午ノ者ハ東京
府下南足立郡淵江村大塚保本間ニ於テ(午位ヲ去
ル畧一里ノ処)東京ヨリ代議士田中正造氏巡查志
名ヲ隨ニ来シルニ邂逅ス代議士ハ上京者一同
ニ聞カ^シル^トアリ迎強テ一行ヲシテ其ニ止マ

電報山

ラシム
令村々長坂田正助氏其他有志木^{者等}ニ斡旋^{ニ依}シ
令村天満社境内其他数ヶ所ヲ以テ上京者ノ休
足^者所ニ供ス代議士ハ足後シノ者大体揃ヒリ
リト聞キ更ニ一同ヲ天満社ノ境内ニ集メ午後
〇時三十分頃代議士ハ後シ駐ヶ加ハ、リタル

憲兵將校及警部等ヲ立會ハシ社頭ニ起ケ傳々
長時間ノ説諭ヲテ之俟代ヲ選ミテ上京セシメ
他ハ皆帰ルベキヲ以テス上京者一同ハ憲兵ボ
余リノ虐待ニ憤激一方ナラズ容易ニ聞リベキ
ノ色モ見ヘザリシカ午迄四時半頃迄ニ漸ク協
議成リ左記ノ者俟代ニ選マシテ上京スルコト

ニ決シ其他一同帰途ニ就ケリ

栃木縣安孫郡植野村

谷 天八 谷 房老 新井準次郎

野口春藏

犬伏町

須藤茂吉 小曾根信吉 石井新三郎 熊倉

慶三郎 藤浦貞藏

足利郡久野村

箱村其市 室田忠七

吾妻村

原田恒吉 寺嶋伊七松

筑波村

坂本英三郎 中村庸四郎

大宅野村

須和豊作 岩崎佐十上 武幸十郎 小野寺

兵次印

葉鹿村

荒山仲次郎

山前村

増田炭吉

群馬縣邑樂郡大嶋村

大出喜平 青木金次郎 山本栄四郎

渡良瀬村

木村勇吉

芳々良村

福田和壽藏 永沼政吉 田入利三郎

大筒野村

小嶋京藏 斎藤市市 川田栄吉 飯嶋

海老瀬村

市沢萬守 針谷佐吉 松本英一

伊奈良村

高際善十郎 高際清吉

赤羽村

坂村徳次郎 渡辺弁藏

西谷田村

世山清次郎 野中辰口郎 長谷貞治十郎

郷谷村

越沢丑次郎 坂村久次郎

山田邦桐生所

水野茂吉

生里田村

中嶋安太郎

堀野北堀玉 那利島村

川辺村 一

井田兵吉 田口直吉 増田弥太郎

栃木郷下郡 那谷中村

外任所不詳

柳田元三郎

福田貞藏

而こテ右統代等モ一家ヲ毒水ノ裡ニ残シ置キ

夕ルニ依リ永ク滞京シテ請願事勢ニ奔走ス

ルヲ得ヌ両三名ヲ残シテ不本竟ナカシ

引 八廿

ガ
ル
ヲ
得
ガ
ル
ノ
哀
情
洵
ニ
憐
ム
ハ
キ
極
ハ
ミ
ト
謂
フ
ズ
シ
又
九
月
三
十
日
東
京
府
南
芝
立
郡
長
千
石
印
作
ト
令
郡
淵
江
村
々
長
坂
田
正
助
氏
論
談
ノ
一
端
ヲ
記
セ
ン
ニ
九
月
三
十
日
淵
江
村
々
長
坂
田
氏
南
芝
立
郡
田
村
長
會
ヲ
議
ニ
列
ス
折
柄
他
町
村
長
ハ
坂
田
氏
ニ
對
シ
皆
夫
々
ニ
前
々
日
上
京
者
ニ
對
ス
ル
ノ
勞
ヲ

富

謝
セ
ラ
シ
タ
リ
獨
リ
郡
長
ハ
村
長
坂
田
氏
ニ
向
テ
何
故
ニ
上
京
者
ノ
為
メ
ニ
幹
旋
セ
シ
ヤ
ト
其
理
由
ヲ
問
ヒ
且
ツ
其
處
置
ヲ
詰
ル
村
長
坂
田
氏
ハ
代
議
士
田
中
正
造
ヨ
リ
憲
兵
警
官
ホ
立
會
ヲ
テ
ノ
頼
ミ
ナ
リ
コ
故
時
宜
ノ
然
ラ
ガ
ル
ヲ
得
ガ
ル
音
ヲ
亦
疏
ス
郡
長
詰
勢
ヲ
強
ノ
何
故
拒
絶
サ
レ
ザ
リ
シ
ヤ
ト
云
フ

村長拒絶シナケシバナラヌト云フ理由ヲ及間
ス郡長若シ失策ニナツタナラバ本郡一般ノ面
目ヲ汚ス汝ヲユルハ其様ノ事カアルニナゼ偏
報コナイノデスト村長其様ノ事ニ直申差因ハ
イリマスマイ私ハ私一己ノ料簡ヲ取斗ラツ
ノデスカラ仰令聞違カ出来テ死ニ至ルモ悔ヒ

皇皇山

マセヌ郡長何ニモスノ為ニ死ヌトハアルマイ
ト冷罵村長ヲ辱ム村長貴下ハ行政上ノ職権ヲ
以テ其様ノ事ヲ云フノ力或ハ誰カノ差因デ云
フノデスカト郡長ソウ細カニナシバ致所デハ
答弁セヌカラ仰役所ニ来ルベシ村長私々ノ力
カラ仰役所迄行^ツテ聞ク必要ハアリマセヌ云

云ト以上ハ部長ト村長トノ間ニ於ケル一場ノ
議論ニ過~~カ~~スト餅氏亦以テ當時更況ノ一端ヲ
鏡ノニ足ルベシ